

追 加 議 事 日 程 (1)

第 6 回定例会
R 8 . 6 . 12 午後 3 時
粕江市防災センター 3 階会議室

1 報告案件

－事務報告－

(1) 非常変災等の発生時の対応について

非常変災等（台風接近、異常気象、線状降水帯など）の発生時の対応について

学校教育法施行規則第 63 条

非常変災その他の急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小・中学校についてはその旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

※【判断の目安】気象庁等から狛江市に発令

- ① 警戒レベル 3・4・5 （大雨・洪水、河川、避難、土砂災害情報含む）
- ② 特別警報、危険警報、警報 （大雪、暴風・暴風雪のいずれか）

【前日正午までに対応】

予報により、翌日午前 8 時頃から午後 3 時頃まで

※【判断の目安】が 1 つでも発令されると
予想される場合

オンライン授業

（小学校学童クラブの利用の児童は
WiFi 環境がないため出席扱い）

小田急小田原線・京王線の計画運休が
決定している場合

臨時休業



学校の対応

各ゾーンで対応を決定し、指導室へ報告

決定した内容を文書配布、メール配信、学校ホームページへの掲載など全家庭に連絡



前日にオンライン授業と判断したが、翌日に教職員が出勤できず、補教等の対応による授業が成立しない場合については、校長は臨時休業を判断し、指導室へ報告する。



学校は翌日に判断の目安について、改善等についての意見を伝え、指導室は集約して本通知を見直す。